

お客さま各位

## 「預金規定」電子化および改定のお知らせ

2020年4月吉日

東山口信用金庫

当金庫は、環境に配慮した取組みの推進の一環として、標記のとおり預金規定を電子化いたします。

本対応により当金庫のホームページで最新の預金規定をご確認いただけることから、冊子および書面による預金規定の配布を終了させていただきます。お客様におかれましては、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。また、本対応に併せまして、規定の内容を2020年4月1日に施行される改正後の民法（債権法）に準拠して改定しております。なお、冊子および書面による預金規定をご入用の方は、窓口にお申しつけください。

### 記

#### 1. 電子化する預金規定

当座預金・普通預金・通知預金・納税預金等

- ・当座勘定規定
- ・普通預金(無利息型普通預金を含む)規定
- ・定期性総合口座取引規定
- ・納税準備預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・通知預金規定
- ・「休眠預金等活用法」に係る特約

定期預金

- ・期日指定定期預金規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ・自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ・自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- ・自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)

- ・変動金利定期預金規定
- ・自動継続変動金利定期預金規定
- ・定期預金共通規定

#### 積立・財形預金

- ・積立定期預金規定
- ・積立式期日指定定期預金規定

#### 定期積金

- ・定期積金規定

#### その他

- ・貸金庫規定
- ・キャッシュカード規定
- ・為替自動振込約定
- ・振替決済口座管理規定

## 2. 開始時期

2020年4月1日より

## 3. 預金規定の改定内容

改正後の民法（債権法）に準拠して改定を行っておりますが、お客さまの手続き等の変更はありません。

改定内容の概略は、次のとおりです。

- ①定期預金の満期前解約について、現行は「当金庫がやむをえないと認めた場合しか満期前解約ができない」としていましたが、これを「当金庫が満期前の解約を拒絶すべき事由があると認めたとき以外には解約できる」ように改定いたします。
- ②改正後の民法（債権法）では、「制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人」である場合に、その代理行為の取消が可能とされたため、「家庭裁判所の審判により、預金者の補助人・保佐人・後見人についても補助・保佐・後見が開始されたときは、同様に」当金庫へ届け出ていただく旨、規定上に追加いたします。
- ③改正後の民法（債権法）では、規定内容を変更する時の手続要件が明確にされたため、当金庫が規定内容を変更する際における変更手続を規定上に明記します。
- ④その他、改正後の民法（債権法）の条文に比べ、お客さまの利益を一

方的に損なう不当行為とみなされかねない文言について、改定しております。

以 上